

別紙 1 西新町南公園の廃止の経緯と理由

太田市では、当市の掲げる太田市公共施設等総合管理計画における公共施設の管理に関する基本的な方針として、計画的に統廃合や用途変更等を検討し、持続可能なサービスの提供を図ると定めており、その一環として太田市スポーツ施設ストック適正化計画、及びスポーツ施設再編計画（都市公園編）が定められている。

太田市スポーツ施設ストック適正化計画では、西新町南公園は施設の老朽化を中心に性能面での劣化が認められ、地元ニーズの低さなどもあり改廃による再整備対象と位置づけられている。太田市総合体育館の建設に伴い令和3年度に廃止となった運動公園サブグラウンド、並びに今後の廃止計画にあるサン・スポーツランドグラウンド、及び西新町南公園の再整備（統合）先として「備前島公園」への機能併設を計画している。

スポーツ施設再編計画（都市公園編）では、「西新町南公園」の廃止に併せ、同公園の機能の代替および集約化を目的として「備前島公園」の拡張を計画している。廃止の理由として、利用者の減少や設置している行政区からも落葉清掃や違法駐車などから維持管理が負担となっている等の声もあり廃止要望があったことがあげられている。

今回、これらの計画に基づき、都市機能の集約による行政サービスの効率化かつ、複合的な利用による公園機能の強化を図るため、西新町南公園の廃止とそれに伴う備前島公園の拡張を行うものである。

なお当公園の廃止については、備前島公園の拡張（供用開始）前の実施を予定している。理由として、除草作業や樹木剪定、経年劣化による公園施設の修繕等を含めた維持管理業務や、それらに要する負担を考慮すると早急に廃止を実施する必要があると判断したためである。